

## 第4章 基本計画

## 第4章 基本計画

### 第1節 すべての子育て家庭を支える環境づくり

#### 1. 子育て支援ネットワーク化の推進

現代社会では、共に助け合うという地域社会における連帯感は希薄化し、家庭での育児負担はさらに大きくなっています。それに加え、核家族化や女性の社会進出などにより、家庭だけが育児の役割をになうには限界が生じています。

今後は、子育てを社会全体の課題として捉え、家族、地域、企業、行政がそれぞれに子育ての負担を分担していくことが必要です。

そのためには、保育所をはじめ幼稚園、小学校、青少年センター、公民館等の教育施設など、既存の公共施設等を有効利用し、地域の人々との交流を促進して、地域の子育て支援体制を充実し、これを総合的に関係機関との連携を行うコーディネート機能をもつ機関を設けて、子育て支援ネットワーク化の推進を図る必要があります。

##### (1) 各種相談機能の充実

子育てに関する様々な不安や悩みの問題解決に向けて、現在、実施されている相談事業の充実を図るとともに、相談に的確に対応できる相談員の知識・見識の向上に努めます。また、保育所・幼稚園等の身近な場での相談機能を充実させることで在宅を含むすべての子育て家庭が利用しやすいものとなるように努めます。

##### ①乳幼児相談事業

事業	今後の計画・方向性
育児相談	乳幼児の育児・しつけ・発達・保健などの相談窓口として、電話・面接による相談事業を実施しています。今後も市民への周知を図り、利用しやすい窓口になるよう努めます。
電話育児相談	保育の専門機能を活用して、乳幼児の育児・しつけ・発達などの相談を保育所で継続して対応するとともに、相談員の資質の向上を図ります。
栄養相談	保健医療センターにおいて、乳幼児期の食事と栄養等についての正しい知識の普及に努めつつ、利用しやすい窓口となるよう充実に努め、継続して市民への周知を図ります。

事業	今後の計画・方向性
子育て相談	<p>健康増進センターでは随時子育てに関する相談を受けており、幼稚園での園舎・園庭開放時にも「子育て相談」を公立幼稚園で実施しています。</p> <p>男女共生センター ローズWAMでは、男女共同参画の視点からも、子育てに関するさまざまな悩みについて、面接及び電話相談を実施しています。相談を進める中で、*DVや児童虐待、女性としての生き方の悩みなど相談内容がさまざまな領域に広がる場合もあることから、他の相談員との連携を深めるとともに、関係機関との連携を深めます。</p>

## ②その他相談事業

事業	今後の計画・方向性
教育相談 電話教育相談	<p>児童、生徒の学習、性格、行動、身体、発達、進路等の教育に関する相談窓口として、電話・面接による相談事業を継続して実施します。市民への周知を図り、利用しやすい窓口として充実に努めます。</p>
「いじめ」ホッと電話相談	<p>子どもへの周知を徹底し、利用しやすい窓口として充実を図り、継続していじめ問題の早期解決と解消に努めます。</p>
適応指導教室「ふれあいルーム」	<p>不登校の児童・生徒がカウンセリングや様々な活動を通し、自立できるよう支援します。今後も継続して実施します。</p>
言語障害児教育相談 「ことばの教室」	<p>ことばの遅れ、吃音、言語障害などことばの問題についての相談・指導を継続して実施します。関連機関との連携の強化を図り、指導効果を高めていきます。</p>
女性のための各種相談	<p>女性が抱える悩みや不安等女性全般に関わる相談に幅広く対応できる窓口として、女性相談、DV相談、法律相談等の相談業務の充実を図るとともに、関係機関との連携を深めます。</p>
子育て相談	<p>豊川・沢良宜・総持寺青少年センターでは、不登校、しつけ、子育てについての相談などについて、専門的な見地から指導に努めます。</p>
人権相談事業「人権ケースワーク事業」	<p>豊川・沢良宜・総持寺いのち・愛・ゆめセンターでは、子どもが人権侵害を受け、または受ける恐れがある場合、より適切な対応ができるよう、関係機関と連携した相談体制の充実に努めます。</p>

\*DV（ドメスティック・バイオレンス）…配偶者（パートナー）や恋人からの、身体的・精神的・性的暴力を指す。

## （２）地域の各種施設の活用

子どもや保護者の交流の場として保育所や幼稚園・青少年センター・地域子育て支援センターなど地域にある施設を活用していきます。

事業	今後の計画・方向性
保育所地域開放 「いっしょにあそぼう!!」	在宅の親子が、保育所の子どもたちや地域の人々と交流が図れるよう、継続して活動内容の充実に努めるとともに、市民への周知を図ります。
小学校庭・幼稚園庭の開放 「こども広場」	地域の子どもたちの安全な遊び場を確保するために、利用団体間等との調整を図りながら、子ども広場の運営を促進します。
青少年センター 土曜子ども広場 各種講座教室等	地域の子どもたちの学校外での生涯学習の場として開催します。子どもの自主性を尊重し、意欲を伸ばせるような内容を企画し、多くの子ども・保護者に周知を図ります。
親子交流の場（つどいの広場）	保育所や幼稚園に通っていない子どもと保護者が、気軽に集い、自由に遊べる場を整備するとともに、育児に必要な情報提供や相談を継続して実施します。
男女共生センター ローズWAM 「あそびの広場」	親子で自由に遊べる場の提供を行い、子どもや親の交流の場として市民への周知を図ります。

### (3) 子育て相互支援活動への支援

地域の子育て経験者の知識や技術を活かせるよう、地域の人々と子どもとの交流の場を提供し、地域の人々が相互に子育てを支援していく体制を整備していきます。

事業	今後の計画・方向性
地域子育て支援センター	子育て家庭の育児不安等の解消のために子育てに関する子育てマップや子育てハンドブック作成などによる情報提供、各関係機関と連携し、相談・指導・家庭訪問を行います。また、育児グループの育成を継続して実施します。
ファミリー・サポート・センター 地域の子育て相互援助事業	地域で育児の手助けをしてほしい依頼会員と手助けをする援助会員の相互援助活動（地域内育児支援事業）により、仕事と子育てが両立できるよう事業の充実に努めます。
育児ボランティア活動の推進	保護者の勉強会や講習会等での保育、在宅育児支援など地域の実情に即した子育て支援を継続的に行うために、ボランティア団体との連携を図り、活動を推進します。
地域育児サークルの育成	地域子育て支援センター等を拠点に各地域での育児サークルの育成や活動を継続して支援します。
民生委員・児童委員、主任児童委員活動	*民生委員・児童委員、主任児童委員による児童に関する相談・指導助言等の活動を推進します。

\*民生委員・児童委員、主任児童委員…民生委員は児童委員を兼務しており、児童保護、育成など福祉についての相談を受け、児童福祉の推進を図っている。また、児童福祉に関する専門担当者として、主任児童委員が委嘱されている。

#### (4) コーディネートの強化と機関連携の充実

すべての子育て支援活動が一体となって、統一的・効果的に支援できるようコーディネータを配置し、相談事業や各種情報の提供、児童虐待対応を含む子育て支援業務を統括し、関係機関との連携を深め、ネットワークの構築をめざします。

事業	今後の計画・方向性
子育て支援総合センター コーディネーターによるネットワークの構築	子育てに悩みをもつ保護者を支援し、安心して子育てができるよう、関係機関とネットワークの強化を図るとともに、専門機関や施設への紹介、子育てに役立つ情報の収集、関係指導者の専門性を高め、資質の向上を図るための研修会の開催などを実施し、総合的な子育て支援に努めます。

## 2. 親育ちのための学習機会の充実

子どもが心身ともに健やかに成長するためには、生活の場である家庭での教育が重要な役割をになっています。

ニーズ調査をみると、子育てに何らかの不安や悩みを持つ親が半数以上を占めており、自分の子育てに自信がもてない親が増加しています。また、最近では、子どもに無関心である一方、子どもに対して過保護、過干渉になるなど、子どもの育て方に偏りが生じており、子どもの成長に少なからず影響を与えているといえます。

今後は、親に対して家庭での教育の重要性を再認識していただくとともに、子育てに関する知識や技術が学べる機会を積極的に提供し、親自身の育児能力、教育力の向上を図ることが課題といえます。

#### (1) 子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会の充実

子どもの年代に即した子育てやしつけができるよう、子どもの成長段階にあわせた講座の開催・内容の充実に努めます。また、家庭教育に関わる指導者の知識・技能の向上に努めるとともに、同じ立場にある親同士の交流を図ることで、地域全体で子どもの育成を考えます。

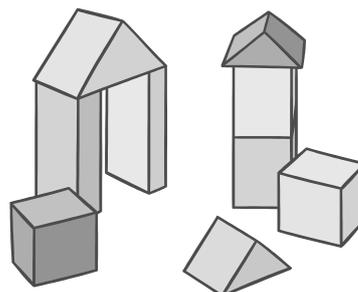
事業	今後の計画・方向性
乳幼児学級	乳幼児の心身の発達を支援するために、その発達に即した家庭教育のあり方を学習できるように、活動内容の充実を図ります。市民への周知を図り、家庭教育を推進します。
青少年センター 子育て講座	幼児・児童・生徒をもつ親に対して、子育てと同時に親自身の親育ちとしても学習する機会を提供し、家庭の教育力向上に努めます。

事業	今後の計画・方向性
家庭教育学級	児童・生徒をもつ親に対して、家庭教育の重要性を再認識していただくとともに、必要な知識と技術について学習する機会の提供を行い、子どもの健全な育成を支援します。
家庭教育学級指導者の研修	指導者の認識、資質の向上を図るために研修内容の充実と参加の促進に努めます。
保護者講座	保護者の育児等に関する疑問や悩みを解決する手助けとなる講座を開催します。
家庭教育セミナー	家庭教育ノート等に基づき、家庭において保護者が子どもに接する態度・方法などを学習し、家庭の教育力向上を支援します。

## (2) 親子のふれあい体験機会の充実

男女共生センター ローズWAMでは、親子のふれあい体験を通して、父親と子どものコミュニケーション不足の解消や親と子のきずなづくりを図るとともに、親同士、子ども同士が交流できる機会の提供を図ります。

事業	今後の計画・方向性
お父さんといっしょにたのしく遊ぼう	1歳～就学前児童をもつ父親と子どもがリズム遊びや手遊び等で楽しく遊ぶ機会を提供しています。
父と子の料理教室	料理をすることで父と子のコミュニケーションを図る機会の提供を継続して実施します。
親子でたのしく遊ぼう	1歳～就学前児童をもつ親と子どもがリズム遊びや手遊び等で楽しく遊ぶ機会の提供を継続して実施します。
よちよちはいはい講座	6か月～1歳6か月児をもつ親と子どもがリズム遊びや手遊び等で楽しく遊ぶ機会の提供を継続して実施します。
男女共生センター ローズWAM 「あそびの広場」 <再掲>	親子で自由に遊べる場の提供を行い、子どもや親の交流の場として市民への周知を図ります。



## 第2節 仕事と子育ての両立ができる環境づくり

### 1. 男女共同参画による子育ての推進

女性の高学歴化や就労意欲の高まりなどにより女性の社会進出は進んできており、共働き家庭が増えています。

今後、女性が仕事と子育てを両立させるためには、固定的な性別役割分担意識や男女不平等な取扱いがなくなるよう男女平等の意識づくりに努め、男女が協力して子育てに取り組んでいくことが必要です。そのためには、男性の育児能力が向上するための機会を提供するなど、男性の子育てへの参加を進めることが課題といえます。

#### (1) 家庭生活への男女共同参画の促進

男女が共に職業生活と家庭生活との両立を図ることができるよう、意識啓発を図ります。

事業	今後の計画・方向性
家庭生活への男女共同参画の促進	家庭生活への男女の共同参画を促進するため、啓発や各種講座の充実を図ります。
小・中学生夏休み講座	子どもの頃から男女共同参画について考える講座を継続して実施します。

#### (2) 父親の子育て参加の支援・促進

父親が子育てに参加しやすいように育児の知識や技術を身につけられる機会の提供を図ります。

事業	今後の計画・方向性
両親教室（パパ&ママクラス）	出産や育児に関する疑問を解消したり、知識を身につけられる場として、妊婦とその夫がともに参加しやすいように、医療機関等との役割分担・連携の強化を図り、魅力ある内容の工夫に努めます。
父親対象の子育て支援講座	父親と子どもが、遊びを通してふれあう機会の提供を継続して実施します 「お父さんといっしょにたのしく遊ぼう」 「親子でたのしく遊ぼう」

## 2. 仕事と子育ての両立ができる就労環境づくり

性別にかかわらず、仕事と子育てを両立していくには、仕事も家庭生活も充実できるような就労環境の整備が重要な条件となっています。

\*育児休業制度は、平成4年の施行後一部改正され、内容の充実が図られているところではありますが、休業中の収入減や取得しにくい職場の雰囲気などの問題があります。今後は、さらに育児休業制度の普及・定着を図っていくことが課題です。

また、労働時間も仕事と子育ての両立を阻む要因となっています。労働時間の短縮の推進や労働時間短縮による母性の保護も重要な課題といえます。

「ニーズ調査」では、現在は就労していない人も子育てが落ちついたら働きたいと考えている人が最も多くなっています。しかし、社会情勢が厳しい現状では、今までの就労経験で得られた知識、技術だけでは就職が困難となっていることから、就職・再就職への支援の充実に努めます。

### (1) 育児休業制度の普及・定着

育児休業制度の普及・定着を図るため、企業に働きかけるとともに、制度を利用しやすい環境づくりを支援していきます。

事業	今後の計画・方向性
育児休業制度の普及啓発	育児休業制度の定着を図り、利用しやすい環境づくりを企業に働きかけます。市民・企業に対して、パンフレットや広報誌による啓発を促進します。

\*育児休業制度…子どもを養育する労働者の雇用の継続を図り、保護者の育児と就労の両立を支援することを目的とした制度で、労働者は事業主に申し出て、養育する子どもが1歳6か月に達するまでの間休業することができる。

### (2) 就職・再就職への支援

\*再雇用制度の普及・定着を企業へ促進し、再就職を希望する女性に対して、職業能力開発の機会の提供、職業情報の提供や相談体制の充実に努めます。

事業	今後の計画・方向性
地域就労支援事業の推進	働く意欲がありながら様々な就労阻害要因を抱えるため、雇用・就労が実現できない就労困難者や就労意欲の希薄な若年者を対象に、コーディネータによる相談を通じ、求人情報の提供や職業能力訓練校への誘導などの支援を関係機関と連携し、継続して実施します。

\*再雇用制度…育児、介護等により退職した者を再び自社に雇い入れる制度。

### (3) 職場環境整備への啓発

子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するため、市内事業所に対して、雇用環境の整備が図られるよう啓発に努めます。

事業	今後の計画・方向性
職場環境整備の啓発	仕事と子育てを両立できる職場環境の整備を図るため、国や大阪府の情報を広報紙等を通じて、その周知・啓発に努めます。
女性労働者の雇用管理等に関する実態調査	市内事業所における女性を取り巻く職場環境及び労働条件をはじめとする労務管理の改善・福利厚生の充実などの調査を4年毎に実施し、実態把握に努めるとともに、広報紙等を通じてその周知・啓発に努めます。

## 3. 多様で弾力的な保育サービスの充実

近年、核家族化の進展、就労する女性の増加が続いており、子育てを支援していくうえで待機児童の解消及び保育サービスの充実は重要な課題となっています。また、勤務形態や勤務時間帯の多様化などにより、子育て事情は家庭によって様々で、多様な保育ニーズに対応できるシステムが必要とされています。

そのため、私立保育園と十分な協調を図りながら、待機児童の解消等に努めることが重要です。

### (1) 保育体制の整備

保育所に入所できない待機児童の解消に努めるとともに、良好な保育環境を確保するために老朽化した保育所の整備等を推進し、保育所の効果的・効率的運営を図ります。

事業	今後の計画・方向性
待機児童の解消	既存保育所の定員の見直しや弾力化等を継続して実施します。
施設の整備	老朽化した保育所の整備、多様な保育サービスに対応できるように、安全等に配慮した施設整備を継続して推進します。

## (2) 保育制度の多様化の推進

就労形態や労働時間、ライフスタイル等が多様化しており、保護者のニーズに合った保育サービスを提供していくために、乳児保育、延長保育、一時保育等の充実に努めます。

事業	今後の計画・方向性
乳児保育	産休・育休明け保育を継続して実施し、仕事と子育ての両立を支援します。
延長保育	私立保育園と協調しながら保育時間の延長に努めるとともに、可能な限り利用しやすい保育の充実に今後も図ります。
一時保育	保護者の急な外出や病気のため、家庭で子どもの保育ができない場合、一時的に子どもを預かる制度の充実に今後も図ります。
障害児保育	障害児の保育の充実に努めます。また、療育施設と協力・連携を図り、障害児の支援に努めます。
病後児保育	現在保育サービスを利用している病気回復期の子どもを受け入れる制度を実施します。
ショートステイ (緊急一時預かり)	保護者の病気や出産などで子どもの養育ができない場合、緊急に対応できるよう、児童養護施設との連携を図り、継続して実施します。
トワイライトステイ (夜間の預かり)	保護者の仕事などが恒常的に夜間にわたるひとり親家庭の子どもを預ける場合に対応できるよう、児童養護施設との連携を図り、継続して実施します。
休日保育	民間活力の導入を含めた検討を行います。

## (3) 民間保育サービスの活用

民間保育施設（認可、無認可保育施設）に対して支援を行います。また、無認可保育施設との連携をとりながら、民間保育サービスの質の向上を図り、保育全体のサービスの充実に努めます。

事業	今後の計画・方向性
家庭保育施設	認可保育所に入所できない場合も保育に欠ける乳幼児を預けられるように、保育施設への斡旋を今後も進めます。
家庭保育施設への助成	家庭保育施設に斡旋した児童の処遇改善や健全育成、運営の円滑化を図るために助成を継続して行います。

#### (4) 放課後児童サービスの充実

\*留守家庭児童会の整備・充実を図り、放課後児童の健全育成に努めます。

事業	今後の計画・方向性
留守家庭児童会	放課後、保護者が家庭にいない小学校低学年児童の健全育成のために、事業内容の充実に努めます。
指導者への研修	留守家庭児童会の指導者の資質の向上を図るため、研修内容の充実に努めます。

\*留守家庭児童会…小学校低学年児童を対象に、保護者の就労、疾病等の場合、家庭に代わる放課後の生活の拠点として、子どもに安心と安らぎを与える保護的機能と、集団生活を通じた子どもの発達促進を目的とする。



## 第3節 子どもの人権を尊重し、豊かな個性を育む環境づくり

### 1. 就学前教育・保育の充実

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期です。家庭や地域社会における児童養育環境の変化にともない、多様な人間関係を体験する機会や自然体験をする場が少なくなってきました。このため就学前教育・保育の役割は重要です。

保育所や幼稚園では、集団生活や様々な体験を通して社会性や自主性を培い、乳幼児一人ひとりが心身ともに健全に成長できる環境づくりに努めます。

#### (1) 保育所保育の充実

就学前児童が健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮できるよう、養護と教育の両面に配慮した保育内容の充実に努めます。

事業	今後の計画・方向性
保育内容および保育サービスの充実	子どもの生活や遊びを通して、多様な人間関係を築き、集団活動を体験し、子どもの豊かな感性と創造力を養うことができる環境を配慮し、また子どもの発育の姿をとらえ見通しをもった保育を展開していくよう保育内容の一層の充実に努めます。 また、子どもの健やかな成長と権利が守られるように、保育サービスの質を確保するため、自己点検を推進し、将来的には*第三者評価の導入を検討します。
心理判定員による巡回指導・面接相談	保育所を巡回し、それに基づき保護者との話し合いや、育児相談を継続して行います。
保育所職員への研修	児童や家庭をとりまく環境の変化に対応し、社会のニーズに応えられる保育所づくりをめざし、国の保育指針に基づき、職員の資質を高めるよう研修等を継続して実施します。
児童の健康管理	定期的に身体測定、健康診断等を行い、児童の発育・発達の状況を把握し、家庭と連携をとりながら健康増進を図ります。
小学校への円滑な移行のために保・幼・小の連携	幼児期の教育と小学校以降の教育との円滑な移行を図るため、保育所・幼稚園・小学校間の連携に努めます。

\*第三者評価…事業などに関係していない公正・中立な第三者が、事業の内容などを客観的に評価し、評価結果を利用者や事業者へ情報提供することなどで質の向上に結びつけるための仕組み。

## (2) 幼稚園教育の充実

幼児期は、豊かな人間形成の基礎を培う大切な時期であり、幼稚園教育では、発達に必要な体験や遊びができる教育環境の充実に努めます。また、幼稚園が家庭・地域における幼児教育の中心的役割をになえるように努めます。

事業	今後の計画・方向性
教育内容の充実	時代の変化に応じた適切な教育課程の編成に努めます。また、幼児教育の重要性を踏まえ、教職員の資質や能力の向上に努めます。
幼稚園の運営	女性の社会進出の増加など社会情勢の変化に伴う多様なニーズに対応するため、地域の実情や保護者の要請を踏まえ運営の弾力化を図ります。
幼稚園の整備	幼児の主体的な遊びが引き出せる環境の整備に努めます。
幼稚園の預かり保育の推進	「預かり保育」を試行します。
心理判定員による巡回指導・面談相談	幼稚園生活での園児の様子を観察し、発達に基づく話し合い、指導を行い、保育内容の充実に努めます。
園児の健康管理	園児の内科、歯科、耳鼻咽喉科等の健診を行い、発達状況を把握し、保護者と連携をとりながら、健やかな成長を促します。
小学校への円滑な移行のために保・幼・小の連携	幼児期の教育と小学校以降の教育との円滑な移行を図るため、幼稚園・保育所・小学校間の連携に努めます。
私立幼稚園との連携	就園機会の拡充を図るため、私立幼稚園児の保護者に対する適切な助成に努めます。

## 2. 特色のある学校教育の充実

これまでの画一的な教育では、子どもの自主性や自立性が培われず、変化する現代社会において柔軟に対応していくことがむずかしくなっています。

学校においては、一人ひとりの個性を尊重し、地域や子どもの姿から教育内容を創造するなど、特色ある学校づくりをすすめていきます。

また、「確かな学力」と「豊かな心」を育み、「健康・体力」を向上させ、子どもたち一人ひとりの「生きる力」を育成します。そのためにも、開かれた学校づくりを推進し、家庭や地域社会との連携を密にし、保護者や地域から信頼される学校づくりに努めます。

障害のある児童・生徒に対する教育を推進し、特別支援教育の充実に努めます。

## (1) 「確かな学力」と「豊かな心」を育む教育の推進

子どもたちに基礎・基本の習得をめざし、個性を伸ばし、知識・技能に加えて、学ぶ意欲や思考力・判断力等まで含めた幅広い「確かな学力」を育成するとともに、基本的な規範意識と倫理観、公共心や他者を思いやる心など豊かな人間性や社会性を育み「豊かな心」の育成に努めます。

また、いじめ・不登校や問題行動、児童虐待等に対し、関係機関と連携し、適切な対応に努めます。

事業	今後の計画・方向性
学校施設の整備・充実	教育を充実させるために老朽化した施設の整備、設備の充実を継続して図ります。
教育内容の充実	きめ細かな個に応じた指導を継続して充実させます。 (基礎・基本の徹底、自ら学び自ら考える力の育成、学習意欲の向上、豊かな心の育成)
生徒指導の研究	教師と児童・生徒との信頼関係及び児童・生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに、一人ひとりの児童・生徒の理解を深め、生徒指導を継続して充実させます。
いじめ・不登校対策委員会の機能強化	関係機関や専門家と連携し、課題解決に向け継続して学校体制で取り組みます。
人権教育の充実	「茨木市人権教育推進プラン」に基づき、継続して児童・生徒や学校の実態に応じた人権教育を推進し、人権問題への正しい理解と人権を尊重する態度・生き方を育みます。
安全確保の取組	各学校で作成した危機管理マニュアルの徹底と、保護者・地域と一体となった安全対策に継続して取り組みます。
茨木市研究指定校事業	新たな教育課題に対応するため、研究学校を指定し、研究実践の成果を市内小・中学校に広める取組を継続して実施します。
特色ある学校づくり推進事業	各学校の自主的・自律的な取組により、地域の教育資源の活用などを通して「特色ある学校づくり」をめざし、継続して実施します。
茨木市中学校区人権教育協同推進研究学校事業	子どもたちの発達に応じた系統的な人権教育の推進のために、中学校区を指定し、協同で人権教育の研究、実践成果の発信に継続して取り組みます。
一般教員研修事業 (セクシュアル・ハラスメント研修、人権教育研修会)	子ども自身が暴力から自分を守る力をつけるために「人権教育講座」として教職員対象の体験的研修を実施し、教職員が資質を高める取組を継続して実施します。
教職員研修事業	市立小・中学校教職員への研修を実施し、指導力の向上に継続して努めます。
茨木市公立中学校進学対策委員会交付金事業	市立中学校進学対策委員会の機能の活性化と、学校間の情報交流及び進路指導と進学対策の充実を図り、すべての生徒の進路選択を継続して支援します。

事業	今後の計画・方向性
茨木市就職指導委員会交付金事業	市立中学校の就職希望生徒の職業指導及び事後指導の充実を図り、すべての生徒の進路選択を継続して支援します。
中国帰国児童生徒適応学級事業	中国帰国児童生徒が習得している貴重な文化体験、母語を生かし、社会で生きる力を育むため、継続して実施します。
外国人保護者通訳事業	日本語の理解が困難な外国人保護者に対して、授業参観、懇談、家庭訪問等の際に通訳を派遣を支援します。
英語版・中国語版入学ハンドブック作成事業	小学校の入学に関するガイドブックの英語・中国語翻訳版を継続して作成し、帰国・渡日した子どもと保護者が安心して就学できるように努めます。
教育相談 電話教育相談 <再掲>	児童、生徒の学習、性格、行動、身体、発達、進路等の教育に関する相談窓口として、電話・面接による相談事業を継続して実施します。市民への周知を図り、利用しやすい窓口として充実に努めます。

## (2) 不登校・ひきこもり・いじめ対策の推進

不登校やひきこもり、いじめなどの心の問題に対して、専門相談員の確保による相談体制の充実や、未然防止、問題解決に向けての取組を強化します。

事業	今後の計画・方向性
いじめ・不登校対策委員会の機能強化	各学校のいじめ・不登校対策委員会を中心に、専門機関と連携を図り、迅速に問題解決に対応できるよう機能の強化に継続して努めます。
茨木市スクールカウンセラー派遣事業	いじめ・不登校等児童生徒の悩みなどに対応するため、専門的な知識や経験のあるスクールカウンセラーを継続して派遣し、児童・生徒・保護者及び教師へのカウンセリングの充実に努めます。
「いじめ」ホッと電話相談 <再掲>	子どもへの周知を徹底し、利用しやすい窓口として充実に努めます。いじめ問題の早期解決と解消に継続して努めます。
適応指導教室「ふれあいルーム」 <再掲>	不登校の児童・生徒がカウンセリングや様々な活動を通して、自立できるよう今後も継続して実施します。
ひきこもりに関する関係機関ネットワークの整備	大阪府との連携を図り、関係機関のネットワークを整備します。
教育相談指導事業	専門カウンセラーによる相談、適応指導教室の開設、引きこもり児童生徒家庭訪問指導、別室登校児童生徒支援等の充実に努めます。

### (3) 特別支援教育の充実

障害のある児童・生徒に配慮した学校施設の充実、障害等の状態に応じた適切な教育を受けられる教育環境の充実に努めます。また、障害のある児童・生徒の教育的ニーズを把握し、教育的支援の充実に努めます。

事業	今後の計画・方向性
就学相談・指導の適正な実施	本人や保護者の意向を尊重しながら、障害等の状態に応じた適切な就学相談・指導を実施します。
巡回相談・発達相談・特別教育相談の実施	小・中学校を巡回し、障害のある児童・生徒への教育的支援について専門的助言を行い、生活や学習上の困難の改善に継続して取り組みます。また、発達・成長について悩みを有する児童・生徒の保護者、教員に対する専門家による相談の充実に継続して図ります。

### (4) 中・高校生と幼児との交流の促進

生命の尊さを学び、母性、父性の育成を図るため、中・高校生等に乳幼児とふれあう機会の促進に努めます。

事業	今後の計画・方向性
乳幼児とのふれあい・交流機会の充実	次代の親に近い世代である中学生や高校生が乳幼児とのふれあい体験を通じて、子どもを産み育てることや生命の大切さなどを学ぶことができるよう、総合的な学習の時間などを活用して事業の充実に図ります。

## 3. 地域と協働で進める子育て支援のコミュニティづくり

子どもの人格形成にあたって必要である集団の中でともに競い合い、ともに協力しあえるような経験ができる場が減少しています。しかし、近年、学校週5日制の実施にともない、子どもたちがゆとりを持てる時間が増えてきています。

今後は、この「ゆとり」を人や自然との交流、本を通じての新しい世界への出会いとして積極的に活用していくことが重要です。その際、子どもの交流活動の場として、地域には大きな役割が期待されます。このため、子ども会や青少年会、PTAなどの活動の活性化を図り、子ども自身の地域活動への積極的な参加促進を図っていくことが課題です。また、場を提供するにあたって指導者の育成も重要な課題といえます。

## (1) 地域の資源を生かしたボランティア活動や体験活動等の促進

子どもの豊かな人間性を養えるように、地域の各種施設を有効に活用した様々な体験や活動を促進します。

地域福祉の推進につきましては、社会福祉協議会をはじめとする関係団体と連携して、地域に根ざした助け合い活動を進めるとともに、市民がともに手を携え、支え合うまちをめざして、平成15年度から準備を始め、平成17年度「地域福祉計画」策定をめざして取り組んでいます。

事業	今後の計画・方向性
こども会活動、青少年会の各種活動や行事等の開催	地域の子どもたちの自主性や社会性を養うために、スポーツ活動、環境活動、高齢者との交流活動や行事等を開催し、子どもへの参加の促進を図ります。
スポーツ少年団の育成	地域社会の中で、スポーツを通じて子どもの健全育成を図ります。組織の充実に努めます。
各種スポーツ・レクリエーション大会・教室の開催	仲間や参加者とのコミュニケーションを図り、スポーツへの愛着心を育てるために、スポーツ・レクリエーションに親しむ機会となる行事等を開催し、参加の促進を図ります。
図書館での各種行事の開催	子どもの視野を広め、豊かな情操を養うために、おはなし会やおもちゃ作り、映画会等の行事を開催し、子どもの健全な育成を図ります。
夏休み子ども1日図書館員の開催	図書館の仕事を知るとともに図書館に親しみ、図書館の利用の促進を図ります。
茨木市国際親善都市協会青少年活動室	歌やゲームを通して、楽しみながら英語を学び、子どもの国際感覚と英語力の養成に努めます。
こどもエコクラブ活動への支援	環境を大切に作る心と行動力を育むため、登録された子どもたちのグループが地域の中で取り組むリサイクル等の学習や環境保全活動を支援します。
姉妹・友好都市との青少年交流の促進	スポーツ・文化等の様々な交流機会を設け、子ども同士の交流を通じて、連帯感や協調の精神・国際感覚の養成に努めます。
青少年野外活動センターの活動	子ども同士の連帯感の育成と自然の大切さを感じる心を育むことを体験できる場を提供するとともに、青少年活動の指導者の育成を行い、子どもの健全育成を支援します。
青少年センター各種行事の開催	子どもの個性・興味・関心を伸ばし、知的好奇心およびスポーツやレクリエーション活動を支援します。演劇鑑賞や各種チャレンジ教室など、子どもの発達にむけた機会の提供・支援をします。
子育て支援園舎・園庭開放事業	各幼稚園で園舎・園庭を開放し、子育て関係の講演会を実施しています。

## (2) こども会の充実及び指導者の育成

子どもに関わる地域団体の指導者を育成するとともに、資質や指導力の向上に努めます。

事業	今後の計画・方向性
指導者への育成・研修	子どもの健全な心身の育成を進めていくために、こども会、青少年会、スポーツ少年団等の指導者の育成・研修の充実を図り、指導者の資質や指導力の向上に努めます。
「ボランティアサークル 小さな手」の活動	子どもたちの活動を支援するため、青少年野外活動センターの卒業生（社会人）からなるボランティア活動を推進します。
地域ボランティアリーダー育成講座	青少年指導者の育成と研修を実施しています。

## (3) 子どもの健全育成のための地域環境の改善の推進

子どもが遊びを通じて社会性や協調性、創造性を身につけることができるよう、地域と連携した安全でのびのびと遊ぶことができる環境づくりを推進します。

事業	今後の計画・方向性
公園・児童遊園の整備・充実	身近な憩いやレクリエーションの場として、子どもや子ども連れが利用しやすい公園、児童遊園の整備を進めるとともに、緑化の推進に努めます。
防犯体制の充実	子どもが安全に暮らせる地域づくりのために、警察や地域住民と連携した警備の強化、自主防犯意識の高揚に努め、防犯体制の充実と犯罪を引き起こさない環境づくりを推進します。
青少年指導員による巡回街頭指導	茨木神社の祭、茨木フェスティバル、弁天花火大会でのパトロールを行い、青少年の健全育成に努めます。
青少年を取り巻く環境の整備	「青少年の健全育成に関する条例」に基づき、青少年を取り巻く社会環境の整備に努めます。

## 4. 子どもの視点を取り入れた社会づくり

子どもが各種行事や活動に参加することにより、子どもの視点で考え、意見を述べあうことが相互の理解と情操を育て、自立心を養います。

また、\*「児童の権利に関する条約」でもうたわれているように、子どもは大人と

同じ人権を持っており、その意見は十分に尊重される権利があります。

今後は、本市が制定している「人権擁護都市宣言」のもとに、「児童の権利に関する条約」の理念を啓発、普及させるとともに、子どもの意見が反映されることのできる機会の提供が重要な課題といえます。

### (1) 子どもも参加できるまちづくり

豊かな創造性のある子どもを育成するために、子ども主体の各種行事や活動を実施し、子どもの意見や企画が発表できる機会を提供します。

事業	今後の計画・方向性
「こども会」、「青少年団体」における子ども自身の活動の推進	社会との関わりを深め、子ども自らが豊かな人間性を育てられるよう、子どもたち自身が遊びや行事を企画・実施します。
子ども議会の開催	次代をになう子どもたちが、まちづくりに対して要望や意見を発言できる場を提供し、地域社会への関心を高めるため、今後も実施します。
まちづくり塾「小・中学校コース」の実施	子どもたちの「まち」や「まちづくり」への関心を高め、将来のまちづくりのにない手としての成長を期待し、体験型の学習の場として企画し、継続して実施します。
アイデアボックス	市民と共に考えるまちづくりをめざし、子どもから大人まで広く市民から市政に対するアイデアを募り、今後の市政運営の参考にするため、実施します。

### (2) 「児童の権利に関する条約」の啓発・普及の促進

子どもの人権を尊重する社会になるよう、「児童の権利に関する条約」等の啓発・普及に努めます。

事業	今後の計画・方向性
「児童の権利に関する条約」の啓発・普及	子どもの保護と基本的人権の尊重を促進するために、「児童の権利に関する条約」の啓発・普及に努めます。パンフレット、学習会の開催等において、子どもも含め啓発を行います。
子どもの人権相談体制の構築「子育て相談」＜再掲＞	豊川・沢良宜・総持寺青少年センターでは、不登校、しつけ、子育てについての相談などについて、専門的な見地から指導に努めます。

\* 「児童の権利に関する条約」…「子どもの権利条約」ともいう。平成元年（1989年）11月に国連総会で採択され、平成14年（2002年）に発効された条約で、児童の意見表明権、思想表現の自由、生命・教育に関する権利など児童の権利に関して包括的に規定している。日本は平成6年（1994年）に批准した。

## 5. 人権保育の推進

乳幼児期は、乳幼児が生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて大切な時期です。この時期に一人ひとりの子どもの人格や個性が尊重され、豊かな人間性が育まれることは、その後の成長にとって極めて重要であり、子どもが1日の生活時間の大半を過ごす保育所において子どもの人権尊重及び保護に向けた取組を推進するため、保育所保育指針の目標に掲げる「人権を大切に作る心を育てる」保育のなご一層の深化が求められています。

このことから、茨木市のすべての保育所において、人権尊重の意識と行動の基礎を培うため、茨木市人権保育基本方針に基づく保育の推進に努めます。

### (1) 人権を大切に作る心を育てる保育の推進

心豊かな子どもに成長するために、子どもが心身共に安定した生活ができ、また、子どもの主体的、自発的な活動を重視し、遊びを通しての総合的な保育をすすめていきます。そのために、子どもが主体となる保育を創造できるような環境づくりに努めます。

事業	今後の計画・方向性
子どもの主体性、自主性を尊重した保育環境づくり	保育者は子どもの一人ひとりの特性を配慮し、保育のねらい、内容に基づき、子どもが自ら環境とかかわって自発的・意欲的活動を創造・展開し、その活動の中で望ましい体験が得られるように人的、物的環境を整え、必要な援助をするよう努めます。
家庭・地域社会との連携	子どもや家庭を取り巻く地域社会とのつながりを深め、地域に支えられ、地域に開かれた保育の実践を行うよう努めます。
保育所職員への研修	人権を大切に作る心を育てる保育を適切に行うために研修を実施し、職員の人権問題への正しい理解と認識を深めていきます。

## 第4節 子どもを産み、育てやすい環境づくり

### 1. 母と子の健康を育む環境づくり

女性には、妊娠、出産という女性特有の身体的特徴があります。そのため、生活環境やライフステージの段階に応じた環境づくりが必要です。

最近では、子育て中の女性に加え、妊娠・出産・育児に関する不安や悩みを抱えている妊産婦が増加しています。また、ライフスタイルの多様化により、若年出産や高齢出産などの問題もあります。

今後は、不安や悩みに対して適切な助言や情報提供を行うとともに、安心して出産できる体制の整備が課題といえます。

一方、子どもの健康の保持・増進のために、子ども一人ひとりの健康や成長に合わせた体力、社会適応力、生活能力、こころの健康レベルの向上を図るサービスの提供が必要です。また、乳幼児の病気の予防や早期発見・治療に努め、子どもを病気から守ることも課題といえます。

#### (1) 妊産婦・子どもの健康の保持・増進

安心して子どもを出産できるように、妊娠初期より医学管理と保健指導を行うため、妊婦に対して母子保健事業の周知を図ります。また、健康増進センターは、健康診査を育児上の問題発見の場とし、育児不安に対する助言や虐待予防など育児の総合的な支援を実施し、乳幼児期からの健康管理・指導に努めます。

事業	今後の計画・方向性
妊婦一般健康診査 (後期分を含む)	安心して子どもを出産できるよう、医療機関との連携を強化し、心身ともに健康保持が図れるよう継続して実施します。
母子健康手帳の交付	保護者の主体的な取組を喚起するために、継続して妊娠初期から母子保健サービスの啓発強化を図ります。
乳児一般健康診査 乳児後期健康診査	医療機関との連携を図り、必要に応じて、乳児の保護者に適切な指導を継続して実施します。
4か月児健康診査、 1歳8か月児健康診査、 3歳6か月児健康診査	健康診査にあわせて育児相談、保健指導等のきめ細かいサービスを提供し、乳幼児の健康の保持増進を図るとともに、継続して未受診児の状況把握や自閉症・発達障害などの早期発見に努めます。

事業	今後の計画・方向性
3歳6か月視聴覚健康診査	視聴覚機能の発達障害等の早期発見と早期治療につなげるため、継続して市民への周知徹底を図ります。
歯科疾患予防	う蝕等の歯科疾患の予防を図り、もって生涯を通じた健康づくりの基礎を築くよう継続して実施します。
両親教室（パパ&ママクラス）＜再掲＞	出産や育児に関する疑問を解消したり、知識を身につけられる場として、妊婦とその夫がともに参加しやすいように、医療機関等との役割分担・連携の強化を継続して図り、魅力ある内容の工夫に努めます。
訪問指導	子育てをめぐる環境の変化に対応し、育児不安等への生活支援を行い、母子の健全育成が図れるよう継続して実施します。
予防接種	感染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するため、予防接種の情報提供を継続して実施します。
乳幼児保健相談、もしもし保健相談	乳幼児の心身の健康と育児、予防接種など保健全般に関する相談窓口として、利用しやすい窓口になるよう努めるとともに、継続して市民への周知を図ります。
赤ちゃんと保護者のつどい	子育て中の先輩ママと妊婦が、情報交換を行い、育児不安や悩みを解消できる場になるよう工夫し、内容を充実して実施します。
健康いばらき21 「生活習慣病予防講座」	早い時期から健康意識を高め、よりよい生活習慣を身につけるために、子どもや妊婦等に喫煙防止や食生活等について保健指導を行い、継続して健康づくりを推進します。
母子保健福祉連絡会の充実	母子保健福祉施策を総合的に推進するために、保健・医療・福祉・教育機関との連携を強化し、一体となって事業の推進に努めます。



## （２）食育の推進

乳幼児期の食事は、「からだをつくる」と同時に知的・精神的発達とも密接に関係することから、正しい栄養や食事の摂り方など食育について、乳幼児期から啓発に努め、調理する、楽しく食べるといった食生活全般にわたる知識の普及・意識向上、学習機会の提供などを行います。

事業	今後の計画・方向性
栄養相談<再掲>	保健医療センターにおいて、乳幼児期の食事と栄養等についての正しい知識の普及に努めつつ、利用しやすい窓口となるよう充実に努め、継続して市民への周知を図ります。
離乳食講習会	離乳食での食品の選び方、調理方法、味付けなど各月齢に応じて講習会を継続して開催し、乳幼児からの正しい食生活の啓発に努めます。
保育所給食	安全で栄養バランスのとれたおいしい給食を提供するため、給食関係者による情報交換や研修を行い、給食環境の充実に努めます。
菜園活動	野菜を育て、乳幼児期からの生産の喜びを知るとともに、食への関心を深めます。
クッキング保育	食材や調理器具の安全・衛生を知り、協力し合って調理を楽しむ保育を継続して行います。

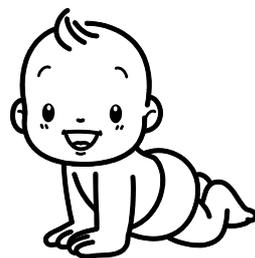
### (3) 思春期保健対策の推進

学校、地域の関係機関の連携のもと、思春期の男女に対する性感染症、避妊、喫煙、食習慣等に関する教育・相談・情報提供等の充実に努めるとともに、たばこやアルコール依存、薬物乱用等の防止についての啓発指導を推進します。

### (4) 小児医療体制の充実

安心して子どもを産み、健やかに育てるための適切な医療サービスが受けられるよう、特に初期小児救急医療については、保健医療センター附属急病診療所において実施しています。今後とも大阪府、医師会等の関係機関と十分に協議をしながら、小児救急医療体制の確保に努めます。

事業	今後の計画・方向性
乳幼児医療費の助成	子どもの健やかな育成を支援するため、乳幼児の医療費の一部を助成します。制度の充実に努めます。



## 2. 要保護児童・家庭への自立支援サービスの充実

近年、離婚などが増加しており、母子家庭、父子家庭などひとり親家庭が増加してきています。その実情をみると、母子家庭の場合では、就労条件が厳しく、経済的な困難を有している家庭も多くなっています。一方、父子家庭の場合では、家事・育児能力の不足の問題が生じています。

また、いずれの家庭も、生活環境の変化によって子育てに対して戸惑いや混乱などが生じたり、子どもと接する時間の減少、子どもの情緒面の問題などの悩みを抱えています。

今後は、ひとり親家庭が抱える仕事と育児の両立、子育ての悩みに対しての相談・支援体制を充実させ、親子が心身ともに健全に生活していけるようにすることが重要な課題です。

### (1) 要保護児童・家庭への支援の充実

社会問題化している児童虐待の防止対策をはじめ、母子家庭、父子家庭に対する自立支援、障害児施策の充実、いじめや引きこもりなど不登校への対策など、さまざまな状況にある支援が必要な子どもとその保護者の心身の健やかな成長を支えていくため、保健・福祉・医療・教育などの関係機関の連携を強化し、効果的な取組を推進します。

事業	今後の計画・方向性
いじめ・不登校対策委員会の機能強化 ＜再掲＞	各学校のいじめ・不登校対策委員会を中心に、専門機関と連携を図り、迅速に問題解決に対応できるよう継続して機能の強化に努めます。
茨木市スクールカウンセラーの派遣＜再掲＞	いじめ・不登校等児童生徒の悩みなどに対応するため、専門的な知識や経験のあるスクールカウンセラーを継続して派遣し、児童・生徒・保護者及び教師へのカウンセリングを行っています。
「いじめ」ホッと電話相談 ＜再掲＞	子どもへの周知を徹底し、利用しやすい窓口として充実を図り、いじめ問題の早期解決と解消に努めます。
適応指導教室「ふれあいルーム」 ＜再掲＞	不登校の児童・生徒がカウンセリングや様々な活動を通し、自立できるよう支援します。今後も継続して実施します。
ひきこもりに関する関係機関ネットワークの整備 ＜再掲＞	大阪府との連携を図り、関係機関のネットワークを整備します。

事業	今後の計画・方向性
教育相談指導事業 ＜再掲＞	専門カウンセラーによる相談、適応指導教室の開設、引きこもり児童生徒家庭訪問指導、別室登校児童生徒支援等の充実を図ります。
母子自立支援員の設置	ハローワークと連携して、求人情報の提供や就職・能力開発に関する相談等を行い、母子自立支援員が、母子・寡婦家庭の就労を支援します。 母子・寡婦家庭が抱える悩み等を解決するために、母子自立支援員が相談に応じます。
ひとり親家庭等に対する相談活動	ひとり親家庭等の子育てなどの相談に応じ、子どもの健全育成を図るとともに、生活の安定と自立の促進に努めます。子ども家庭センターとの連携を図り、母子・父子家庭の両方を支援します。
母子家庭等自立促進計画の策定	市や関係団体が連携し、母子・寡婦及び父子施策を計画的に推進し総合的に事業を展開するための「母子家庭等自立促進計画」に基づき、母子家庭の支援を強化します。
母子家庭自立支援給付金	母子家庭の母の資格取得、技能習得等のための講座を受講した場合の受講料等の補助や、長期の訓練中の一定期間の生活費を補助し、母子家庭の自立の促進を図ります。
母子の保護 (母子生活支援施設への入所)	*母子生活支援施設で生活困窮者、母子家庭などの保護を継続的に行うとともに、入所家庭の自立の促進を図ります。
母子福祉会の育成	母子福祉会への援助を行い、さらに活動内容を充実させ、活動の活発化を促進し、母子・寡婦家庭の福祉の向上を図ります。
母子家庭用府営住宅の紹介	一般の府営住宅入居者募集とは別に入居募集の紹介を行い、母子家庭の住宅の確保を支援します。
母子及び寡婦福祉資金の貸付	母子・寡婦家庭の経済的自立と生活助長を図るため、母子自立支援員が貸付相談を行います。
ひとり親家庭（母子・父子家庭等）の医療費の助成	ひとり親家庭（母子・父子家庭等）の生活安定のために、養育者及び18歳までの児童の医療費の一部を助成するとともに、制度の普及・啓発を推進します。
児童扶養手当	父のいない家庭及び父親が障害者であって18歳までの児童の養育者に対し支給し、制度の周知を図ります。
特別児童扶養手当	中程度以上の知的障害児（20歳未満）を監護・養育している養育者へ支給し、制度の周知を図ります。

事業	今後の計画・方向性
地域就労支援の促進	母子家庭の働く意欲がある母親等の就労困難者の支援を行っており、母子家庭の生活安定のために就労促進に努めます。
身体障害者（児）及び知的障害者（児）福祉金	障害のある子どもをもつ家庭の生活の安定のために、市内に居住している障害児に対して福祉金を支給（所得制限あり）し、制度の周知を図ります。
留守家庭児童会の優先的利用の推進	留守家庭児童会において、一斉受付で定員を大幅に超えた場合、母子家庭等を優先し、母子家庭の自立を支援します。
交通遺児福祉金の支給	交通事故によって保護者を亡くした18歳未満の児童を対象に交通遺児福祉金を支給しています。
母子家庭等日常生活の支援	母子家庭、父子家庭及び寡婦の方で自立促進に必要な事由（技能習得のための通学、就職活動等）または社会的事由（疾病、出産、看護、事故、冠婚葬祭、転勤、出張及び学校等の公的行事への参加等）により、一時的に生活援助、子育て支援が必要な世帯に家庭生活支援員を派遣することにより、母子家庭等の生活の安定を図っています。
二次健康診査の充実（経過観察健診）	一次健康診査、家庭訪問等で把握された問題に対して、適切な事後指導を行うため、経過観察健診、相談等への参加の促進を図ります。また、効果的な健診を行えるよう事業の充実に継続して努めます。 療育が必要な子どもには親子教室を紹介するなど、各機関と連携を図ります。
児童デイサービス事業 早期療育指導・相談 「すくすく教室」	乳幼児健診後、発達に課題のある乳幼児の早期療育と保護者に発達相談と指導・助言等の支援を行います。 障害の疑いを受容できない保護者に配慮し、気軽に参加できる指導・相談体制の充実と関係機関との連携を図り、一貫した指導ができるよう努めます。
児童デイサービス事業 「ばら親子教室」	障害のある乳幼児に日常生活における基本動作の指導や集団生活への適応訓練、保護者には保健・栄養指導、育児相談を行い、子どもの健全な発達を促すよう努めます。
言語障害児教育相談 「ことばの教室」 <再掲>	ことばの遅れ、吃音、言語障害などことばの問題についての相談・指導を行います。関連機関との連携の強化を図り、指導効果を高めていきます。

事業	今後の計画・方向性
乳幼児発達相談	乳幼児の発達やことばの遅れなどについての相談窓口として、利用しやすいよう努めるとともに、市民への周知を図ります。
やってみよう運動会	障害のある児童生徒が運動会に気軽に参加し、児童生徒ならびに保護者同士が交流できる機会となるよう継続して支援します。
なかよしキャンプ	障害のある児童生徒の自立に向けた活動を継続して支援するとともに、子ども同士が交流する機会の充実を図ります。
母子保健福祉連絡会の充実<再掲>	母子保健福祉施策を総合的に推進するために、保健・医療・福祉・教育機関との連携を強化し、一体となって事業の推進に努めます。
知的障害児通園施設「あけぼの学園」	知的障害児を対象に日常生活に必要な指導、訓練などを行い、全面的に発達するよう努めます。施設や療育内容の充実を図ります。
肢体不自由児通園施設「藍野療育園」	肢体不自由児を対象に機能訓練を行い、社会適応力を養い、自立の支援に努めます。施設や訓練内容の充実を図ります。
支援費制度（居宅生活支援費支給事業）	障害児の扶養義務者が自ら選択したホームヘルプ、ガイドヘルプ、ショートステイ、デイサービスなどの居宅生活支援サービスを利用することにより、重度障害児家庭の日常生活の安定や家族の負担の軽減を図ります。今後においても、事業の推進を図ります。
各種特別割引制度	児童扶養手当の支給を受けている世帯の方等に対し、JR通勤定期乗車券の割引やエキスポランド等を利用するときの割引を実施しています。
留守家庭児童会の利用の推進	留守家庭児童会において、軽易な施設改善と指導員の加配で対応できる場合は、障害のある児童も受け入れます。
児童虐待防止等連絡会議	各関係機関の連携を強化し、児童虐待等の防止と解決に今後とも努めます。
育児支援家庭訪問の実施	出産後間もない時期や、様々な原因で養育が困難になっている家庭に対して、育児・家事の援助や、具体的な育児に関する技術指導を行うことにより、個々の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。

事業	今後の計画・方向性
家庭支援推進保育所事業	家庭環境に配慮を要する入所児童及びその家庭に対し、家庭訪問や出前の育児相談等の実施など、保育所機能の地域展開を継続して実施します。

\*母子生活支援施設…保護を要する母子世帯を入所させる児童福祉法上の施設で、単に住居を提供するにとどまらず、生活、教育、就職等の問題についての解決の場として、社会的自立と児童の福祉を図るための相談、指導を行っている。

## (2) ひとり親家庭の相談体制の充実

ひとり親が抱える悩みの解決に向けて、現在の相談事業を充実させるとともに、母子家庭、父子家庭への相談事業体制の整備を図ります。

事業	今後の計画・方向性
母子自立支援員の設置<再掲>	ハローワークと連携して、求人情報の提供や就職・能力開発に関する相談等を行い、母子自立支援員が、母子・寡婦家庭の就労を支援します。 母子・寡婦家庭が抱える悩み等を解決するために、母子自立支援員が相談に応じます。
ひとり親家庭等に対する相談活動<再掲>	ひとり親家庭等の子育てなどの相談に応じ、子どもの健全育成を図るとともに、生活の安定と自立の促進に努めます。子ども家庭センターとの連携を図り、母子・父子家庭の両方を支援します。

## (3) ひとり親家庭の支援体制の充実

ひとり親家庭の負担を軽減できるように、各種手当、貸付け等の経済的な自立の支援、多様なニーズに対応した育児サービスによる子育て支援の充実に努めます。

事業	今後の計画・方向性
母子家庭等自立促進計画の策定<再掲>	市や関係団体が連携し、母子及び寡婦施策を計画的に推進し総合的に事業を展開するための「母子家庭等自立促進計画」に基づき、母子家庭の支援を強化します。
母子家庭自立支援給付金事業<再掲>	母子家庭の母の資格取得、技能習得等のための講座を受講した場合の受講料等の補助や、長期の訓練中の一定期間の生活費を補助し、母子家庭の自立の促進を図ります。

事業	今後の計画・方向性
母子の保護 (母子生活支援施設への入所) <再掲>	*母子生活支援施設で生活困窮者、母子家庭などの保護を継続的に行うとともに、入所家庭の自立の促進を図ります。
母子福祉会の育成 <再掲>	母子福祉会への援助を行い、さらに活動内容を充実させ、活動の活発化を促進し、母子・寡婦家庭の福祉の向上を図ります。
母子家庭用府営住宅の紹介<再掲>	一般の府営住宅入居者募集とは別に入居募集の紹介を行い、母子家庭の住宅の確保を支援します。
母子及び寡婦福祉資金の貸付<再掲>	母子・寡婦家庭の経済的自立と生活助長を図るため、母子自立支援員が貸付相談を行います。
ひとり親家庭(母子・父子家庭等)の医療費の助成 <再掲>	ひとり親家庭(母子・父子家庭等)の生活安定のために、養育者及び18歳までの児童の医療費の一部を助成するとともに、制度の普及・啓発を推進します。
地域就労支援の促進 <再掲>	母子家庭の働く意欲がある母親等の就労困難者の支援を行っており、母子家庭の生活安定のために就労促進に努めます。
留守家庭児童会の優先的利用の推進 <再掲>	留守家庭児童会において、一斉受付で定員を大幅に超えた場合、母子家庭等を優先し、母子家庭の自立を支援します。
交通遺児福祉金 <再掲>	交通事故によって保護者を亡くした18歳未満の児童を対象に交通遺児福祉金を支給しています。
母子家庭等日常生活支援事業<再掲>	母子家庭、父子家庭及び寡婦の方で自立促進に必要な事由(技能習得のための通学、就職活動等)または社会的事由(疾病、出産、看護、事故、冠婚葬祭、転勤、出張及び学校等の公的行事への参加等)により、一時的に生活援助、子育て支援が必要な世帯に家庭生活支援員を派遣することにより、母子家庭等の生活の安定を図っています。

### 3. 障害児家庭への支援サービスの充実

障害のある子どもを持つ保護者は、子どもの療育、障害のない子どもとの交流などの不安や悩みを抱え、また、子どもの介護負担、社会的偏見を受けるなどの問題もあり、子育ての負担が大きくなっています。

今後は、子育ての負担を軽減できるよう、療育の相談・指導体制を充実させるとともに、\*ノーマライゼーションの理念のもとに、障害児やその家族と地域の人が交流していけるように、意識啓発することが大きな課題といえます。

また、障害の早期発見、早期療育、障害児の訓練育成を充実させることも重要です。

\*ノーマライゼーション…あらゆる人が、共に住み、共に生活できるような社会を築くこと。

## (1) 療育相談・指導の充実

障害や発達に心配のある乳幼児や保護者に対し、相談機関へ専門職員を配置し、関連機関との連携を図りながら、療育相談・指導の充実に努めます。

事業	今後の計画・方向性
二次健康診査の充実 (経過観察健診) <再掲>	一次健康診査、家庭訪問等で把握された問題に対して、適切な事後指導を行うため、経過観察健診、相談等への参加の促進を図ります。また、効果的な健診を行えるよう事業の充実に継続して努めます。 療育が必要な子どもには親子教室を紹介するなど、各機関と連携を図ります。
児童デイサービス事業 早期療育指導・相談 「すくすく教室」 <再掲>	乳幼児健診後、発達に課題のある乳幼児の早期療育と保護者に発達相談と指導・助言等の支援を行います。 障害の疑いを受容できない保護者に配慮し、気軽に参加できる指導・相談体制の充実と関係機関との連携を図り、一貫した指導ができるよう努めます。
児童デイサービス事業 「ばら親子教室」 <再掲>	障害のある乳幼児に日常生活における基本動作の指導や集団生活への適応訓練、保護者には保健・栄養指導、育児相談を行い、子どもの健全な発達を促すよう努めます。
言語障害児教育相談 「ことばの教室」 <再掲>	ことばの遅れ、吃音、言語障害などことばの問題についての相談・指導を行います。関連機関との連携の強化を図り、指導効果を高めていきます。
乳幼児発達相談 <再掲>	乳幼児の発達やことばの遅れなどについての相談窓口として、利用しやすいよう努めるとともに、市民への周知を図ります。
やってみよう運動会 <再掲>	障害のある児童生徒が運動会に気軽に参加し、児童生徒ならびに保護者同士が交流できる機会となるよう継続して支援します。

事業	今後の計画・方向性
なかよしキャンプ ＜再掲＞	障害のある児童生徒の自立に向けた活動を継続して支援するとともに、子ども同士が交流する機会の充実を図ります。
巡回相談・発達相談・特別教育相談の実施＜再掲＞	小・中学校を巡回し、障害のある児童・生徒への教育的支援について専門的助言を行い、生活や学習上の困難の改善に努めます。また、発達・成長について悩みを有する児童・生徒の保護者、教員に対する専門家による相談の充実を図ります。

## (2) \*リハビリテーションの充実

知的障害児・肢体不自由児の通園施設において、機能回復訓練や生活訓練の充実に努めます。

事業	今後の計画・方向性
知的障害児通園施設 「あけぼの学園」 ＜再掲＞	知的障害幼児を対象に日常生活に必要な指導、訓練などを行い、全面的に発達するよう努めます。施設や療育内容の充実を図ります。
肢体不自由児通園施設 「藍野療育園」 ＜再掲＞	肢体不自由児を対象に機能訓練を行い、社会適応力を養い、自立の支援に努めます。施設や訓練内容の充実を図ります。

\*リハビリテーション…心身に障害を持つ方々が、住みなれた地域で、いきいきと豊かに生活することを援助する、医療・保健・福祉・教育の総合的な支援体系。

## (3) 在宅サービスの充実

障害児を介護している保護者を支援するために、ホームヘルプ、ガイドヘルプ、ショートステイ、デイサービスの利用等の在宅福祉サービスの充実に努めます。

事業	今後の計画・方向性
支援費制度（居宅生活支援費支給事業） ＜再掲＞	障害児の扶養義務者が自ら選択したホームヘルプ、ガイドヘルプ、ショートステイ、デイサービスなどの居宅生活支援サービスを利用することにより、重度障害児家庭の日常生活の安定や家族の負担の軽減を図ります。今後においても、事業の推進を図ります。

事業	今後の計画・方向性
各種特別割引制度 ＜再掲＞	児童扶養手当の支給を受けている世帯の方等に対し、JR通勤定期乗車券の割引やエキスポランド等を利用するときの割引を実施しています。
留守家庭児童会の利用の推進＜再掲＞	留守家庭児童会において、軽易な施設改善と指導員の加配で対応できる場合は、障害のある児童も受け入れます。

## 4. 児童虐待防止対策の推進

すべての子どもが人権を侵害されることなく、それぞれの個性が尊重され健やかに生きていける環境づくりが必要です。そのような環境をつくるためには、子どもの心身に深刻な影響を与える児童虐待をはじめ、\*ネグレクト行為など、子どもの人権を脅かす行為は未然に防がなければなりません。

吹田子ども家庭センターや医師会、茨木警察署をはじめとする各関係機関が連携を強化し、児童虐待の防止と早期発見に努めることが重要です。

### (1) 児童虐待防止ネットワーク活動の充実・強化

平成15年8月に設置された「茨木市児童虐待防止連絡会議」の構成機関の連携を強化し、ネットワーク活動の充実と、児童虐待防止の理解、虐待の発見から解決へと導くケアシステムの構築に努めます。

事業	今後の計画・方向性
児童虐待防止等連絡会議＜再掲＞	各関係機関の連携を強化し、児童虐待等の防止と解決に今後とも努めます。
乳幼児健診における育児支援強化事業	健康診査の場を活用し、親子の遊び場の設定、保育士による遊び指導、子育てをめぐる悩みの相談を継続して実施し、虐待の早期発見に努めます。

\*ネグレクト…育児放棄。子どもの生活の面倒を満足に見なかったり、育児をせず放置しておくこと。

## (2) 家庭へのサポート

子育てに不安感・負担感を感じた親が気軽に相談できるような体制づくりに努めます。

事業	今後の計画・方向性
育児支援家庭訪問の実施<再掲>	出産後間もない時期や、様々な原因で養育が困難になっている家庭に対して、育児等の援助や、具体的な育児に関する技術指導を行うことにより、個々の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を継続して図ります。
家族再統合への支援	被虐待児に対する*プレイセラピーや、その保護者へのカウンセリング、グループ支援などを実施し、家族の再統合に向けて支援します。

\*プレイセラピー…遊戯療法。遊びを通して子どもの心の問題を援助していく心理療法のこと。



## 第5節 安心して子育てができる環境づくり

### 1. 子どもや子育て家庭のための安全とバリアフリーのまちづくり

現在、道路や施設には、段差や危険な場所があったり、子どもや子ども連れが利用しづらいものが少なくありません。障害者や高齢者はもちろんのこと、子どもや子ども連れにも配慮した利用しやすいまちづくりが求められています。

また、急速な都市化の進展は、子どもの遊び場を減少させ、子どもたちの自然とのふれあいを困難にさせています。そして、交通量、犯罪などの増加により、子どもの安全を脅かす問題も出てきています。今後は、公園の整備、交通の安全の確保、防犯体制の充実などが重要な課題といえます。

さらに、子どもがのびのびと成長できるゆとりある環境の整備も必要です。

#### (1) 子どもと子育てに配慮したまちづくりの推進

子どもや子ども連れが安心して行動できるまちづくりを目指して、道路、公園や施設の整備、交通と災害に対する安全確保等に努めます。

また、子育て家庭がゆとりある住宅に入居できるように支援を行うとともに、福祉のまちづくり指導要綱に基づき子育てに配慮した住環境の整備を推進します。

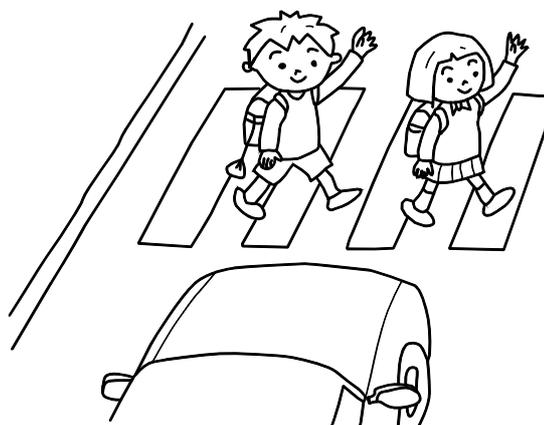
事業	今後の計画・方向性
歩道・道路の整備・充実	子どもや子ども連れが安心して通行できるように、歩道と道路の段差を解消したり、障害物をなくす等の歩行空間の整備に努めます。
公共施設の整備・充実	子どもや子ども連れに配慮した利用しやすい施設の整備を図ります。
公園・児童遊園の整備・充実<再掲>	身近な憩いやレクリエーションの場として、子どもや子ども連れが利用しやすい公園、児童遊園の整備を進めるとともに、緑化の推進に努めます。
市街地開発	土地の有効利用と公共施設等の整備のために、土地区画整理事業等の市街地開発事業の計画を推進します。
地区計画	地区レベルでの詳細な土地利用等を定め、開発や建築物などを適正に規制・誘導し、良好なまちづくりのために地区計画や建築協定を定め、快適な住環境の実現を図ります。

## (2) 交通安全対策の推進

子どもを交通事故から守るため、警察署、保育所、幼稚園、学校等関係団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進します。

また、交通安全教育の充実は、幼児への交通事故対策の観点から不可欠な取組であるため、保護者等に対しても積極的な参加を呼びかけ、親子が体験できる交通安全教室を実施していく中で、指導・助言、情報提供等多面的な交通安全教育を一層推進します。

事業	今後の計画・方向性
交通安全体制の充実	子どもの交通の安全を確保するために、交通安全施設の整備、交通安全教育による交通安全思想の普及、自転車の放置や違法駐車防止に努め、交通安全対策を推進します。



## (3) 子どもを犯罪から守るための活動の推進

子どもたちを犯罪から守り、安全に暮らせるよう、「子ども 110 番の家」事業のより一層の推進と、地域や警察、学校、保育施設など、関連団体が連携を強化し、防犯体制の充実と安全なまちづくりを推進します。

事業	今後の計画・方向性
防犯体制の充実 <再掲>	子どもが安全に暮らせる地域づくりのために、警察や地域住民と連携した警備の強化、自主防犯意識の高揚に努め、防犯体制の充実と犯罪を引き起こさない環境づくりを推進します。
青少年指導員による 巡回街頭指導 <再掲>	茨木神社の祭、茨木フェスティバル、弁天花火大会でのパトロールを行い、青少年の健全育成に努めます。

#### (4) 子どもを取り巻く有害環境への対応の推進

一般書店やコンビニエンスストア等で販売されたり、テレビやインターネット等のメディアで流される性や暴力等の有害情報は、子どもに対する悪影響が懸念されることから、学校や家庭・地域その他関係団体との連携を図りながら、関係業界に対する自主的措置を働きかけていきます。

事業	今後の計画・方向性
有害図書立入調査の実施	各関係団体と連携し、自動販売機、コンビニエンスストア等の立入調査を実施するなど、有害環境対策の推進を図ります。
青少年を取り巻く環境の整備<再掲>	「青少年の健全育成に関する条例」に基づき、青少年を取り巻く社会環境の整備に努めます。

## 2. 子育て家庭への経済的支援の推進

失業率の上昇や地域経済の低迷が続く中、家計に占める子育てに係る経済的負担の割合が増えてきています。「ニーズ調査」の結果でも日常悩んでいることとして「子育てに係わる出費がかさむこと」との回答の割合が高くなっています。子どもが社会人になるまでにかかる費用を考えると、子どもが欲しいという願望だけではかなえられない現実があります。しかし、このままの状況ではさらに少子化が進み、社会の活力低下につながることを予測されます。

今後は、子どもを持ちたいと思う人たちの願いが十分になえられるように、子どもを持つ家庭に対しての経済的支援が重要な課題といえます。

#### (1) 各種支援制度の充実

子育て家庭において、家計に占める子育て費用は増加しており、その負担が過重なものにならないように必要な支援措置を講じて軽減を図ります。

事業	今後の計画・方向性
入院助産制度	誰もが子どもを安心して産めるように、経済的な理由により入院助産できない妊産婦に対し、入院助産に要する費用を一部援助します。制度の周知を図ります。
身体障害者（児）及び知的障害者（児）福祉金<再掲>	障害のある子どもをもつ家庭の生活の安定のために、市内に居住している障害児に対して福祉金を支給（所得制限あり）し、制度の周知を図ります。

事業	今後の計画・方向性
幼稚園就園奨励費の支給と保育料の減免	幼稚園に就園させている保護者に対して、所得階層に応じて補助をし、さらに公立では、生活困窮者に対して保育料の減免を行います。
私立幼稚園等在籍園児保護者補助金事業	保育料等支払の経済的負担の軽減等を図り、幼児教育の普及充実を行います。
就学費援助	小・中学校に通学している家庭のうち、学校での学用品費、修学旅行費等の支払いが困難な家庭に対して、その費用を援助します。制度の周知を図ります。
生徒通学費補助	子どもの通学の安全を確保するために、山地部の児童でバス通学の許可を受けたものに、通学費を補助します。制度の周知を図ります。
乳幼児医療費の助成 ＜再掲＞	子どもの健やかな育成を支援するため、乳幼児の医療費の一部を助成します。制度の充実に努めます。
交通遺児福祉金	父母又はそのいずれかが亡くなられた児童を養育している保護者に対して、給付を行い、制度の周知を図ります。
児童手当	0歳から小学3年生の子どもの養育者に対して給付（所得制限あり）し、制度の周知を図ります。
児童扶養手当 ＜再掲＞	父のいない家庭及び父親が障害者であって18歳までの児童の養育者に対し支給し、制度の周知を図ります。
特別児童扶養手当 ＜再掲＞	中程度以上の知的障害児（20歳未満）を監護・養育している養育者へ支給し、制度の周知を図ります。

